



隠岐汽船乗船運賃の助成をはじめます

隠岐航路は、国道 485 号に認定されている国道であり、島民にとって、仕事・観光・通院など、本土へ出かけるための重要な生活航路であります。全国的に本土の国道や公共交通機関に比べ、離島における航路の運賃・料金は割高であり、島民の経済的負担は大きく、以前から大きな課題となっていました。

この度、西ノ島町は、知夫村、隠岐の島町と共に、「西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、島民を対象とした航路旅客運賃助成を実施することといたしました。

将来的には来島者を含んだ助成も検討いたしますが、まずは、島民の隠岐＝本土間の往復運賃に対して助成を行います。

【助成対象者及び助成対象区間】

西ノ島町内に在住の方で、隠岐＝本土間の「往復乗船券」を購入し、利用された方が対象となります。

＊西ノ島町に住所を有する方、又は西ノ島町に生活の拠点を有する方が対象です。

【助成対象とならないもの】

- 団体割引・片道・回数券でのご利用
- 自動車航送運賃
- 西郷＝島前の各港間の運賃

【助成額等】

- 往復運賃に対し 1,600 円（小人 800 円）を助成します。
- 乗船時には、通常往復運賃から助成額を控除した額を、お支払いください。
- 平成 28 年 4 月 1 日購入分から適用します。

【申請方法】

特別な申請などは必要ありません。

乗船時にご記入いただく、ピンク色の「往復乗船名簿」が申請書となります。

ただし、往復乗船名簿の記入時には、次のことにご注意ください。

①「兼航路旅客運賃助成金交付申請書及び受領委任状」と印字された往復乗船名簿を選んでください。

②「島民の方は○をつけて下さい」の欄は「西ノ島町」に○をしてください。

また、申請された往復乗船名簿は、後日、町が記載内容の確認をしますことを予めご了承願います。

＊記載事項不足や不明な箇所がありますと、申請内容のご確認をする場合がありますので、その際はご理解とご協力をお願いいたします。

②「島民の方は○をつけて下さい」の欄は「西ノ島町」に○をしてください。

① 往復乗船名簿
THE LIST OF PASSENGER 隠岐汽船株式会社

乗船月日 Date 月 日 Ship フェリー 西ノ島町 知夫村 西郷

往路 復路 2等運賃

氏名 性別 年齢 住所 電話番号

② 島民の方は○をつけて下さい

西ノ島町 知夫村 西郷

○往復フェリーをご利用の場合

	往路	復路	合計往復 運賃	助成額	差引料金
	隠岐→本土 フェリー 2等運賃	本土→隠岐 フェリー 2等運賃			
大人	2,920 円	2,630 円	5,550 円	1,600 円	3,950 円
小人	1,460 円	1,320 円	2,780 円	800 円	1,980 円
学生	2,340 円	2,340 円	4,680 円	1,600 円	3,080 円
身障	1,460 円	1,460 円	2,920 円	1,600 円	1,320 円

○往路レインボージェット・復路フェリーご利用の場合

	往路	復路	合計往復 運賃	助成額	差引料金
	隠岐→本土 レインボー・J 2等運賃 + 特 急料金	本土→隠岐 フェリー 2等運賃			
大人	5,760 円	2,630 円	8,390 円	1,600 円	6,790 円
小人	2,880 円	1,320 円	4,200 円	800 円	3,400 円
学生	4,610 円	2,340 円	6,950 円	1,600 円	5,350 円
身障	2,880 円	1,460 円	4,340 円	1,600 円	2,740 円

＊往路をフェリーで、復路にレインボージェットをご利用の場合の特急料金は、復路乗船時にお支払いください。

基幹産業（漁業・観光・畜産）への支援を拡大します。

漁 業

新たな自営漁業就業者への支援

要 件：西ノ島町に住所を有する方またはその見込のある方で、西ノ島町内で自営漁業に従事する方
就業時点の年齢が45歳未満であること

支援終了後一定の期間、西ノ島町内での自営漁業に従事すること 等

補助内容：新規就業者給付金 最大125,000円/月（最長5年間）

漁船・漁具等の調達補助 上限5,000,000円（補助率2/3）

研修受入先への助成 新規就業者に対して漁業活動の指導を行う方に30,000円/月（最長2年間）

Uターンまき網就業者への研修に対する支援

要 件：他の地域からUターンする方を雇用するまき網経営体であること 等

補助内容：研修経費助成 120,000円/月（年間1名まで1年間）

観 光

宿泊施設等の設備や機器の更新等に対する支援

要 件：西ノ島町内で観光業を営む方で、下記の補助内容に該当するもの。

補助内容：①外国語表示に要する経費（案内表示、パンフレット・メニュー作成 等）

②施設のバリアフリー化に要する経費（手すり、スロープ、段差解消、補助器具の設置 等）

③トイレ改修に要する経費（洋式化、ウォシュレット化 等）

④空調設備改修に要する経費

⑤ Wi-Fi 環境整備に要する経費

⑥観光用に供する車両又は船舶の更新時の利子補給

補 助 率：①～⑤ 1/2（上限30万円）

⑥借入利率の2%を上限とする（注：利子補給制度の助成は、借入期間中において助成を行います。）

畜 産

畜産経営を行うための簡易な施設整備及び機械導入（リースは含まず）に対する支援

対象者：新規就農者、規模拡大を図る畜産農家、農業協同組合等

要 件：繁殖雌牛増頭を目的とすること

補助率：1/3（上限200万円）

国、県等の補助要件を満たした繁殖雌牛導入及び保留に要する経費に対する支援

対象者：新規就農者、規模拡大を図る畜産農家、農業協同組合等

要 件：繁殖雌牛増頭を目的とすること

補助率：新規就農者は1/2以内、その他の畜産農家は1/3以内（上限10万円）

放牧場内の牛馬管理に必要な道整備に要する経費に対する支援

対象者：共励会、振興会及び農業協同組合等

要 件：共同利用を目的とすること

補助率：3,000円/mで予算の範囲内

本土からの家畜飼料移入にかかる海上輸送経費に対する支援

対象者：家畜飼料を移入する事業所又は町内に住所を有する畜産農家

補助率：海上輸送費の（片道分）2/3

詳しくは、地域振興課（漁業・畜産 7-8777）、（観光 7-8131）までお問い合わせください。